

飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表

※記載方法：遵守している項目の にチェック印を付けること。該当しない項目には、「-」を付けること。
 記入欄には農場の状況を各項目ごとに記入し、指導・助言した場合、その内容を記入すること。
 なお、指導・助言し、改善されたことを確認するまでの間、チェック印（遵守している）をつけないこと。

(家保記載欄)
 達成度
 (該当を○で囲む)

| | | |
|---|--|--|
| 1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生子防やまん延防止に関する情報の入手等） | | A・C |
| | 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。 | A: チェックあり C: チェックなし |
| 記入欄 | 情報の把握方法： 家保から情報・指導 農林水産省HP 研修会 その他 () 指導・助言したことを記入： () | |
| 2. 衛生管理区域の設定 | | A・B・C |
| ① | 衛生管理区域を設定している。 | A: チェックが2個 B: チェックが1個 C: チェックなし |
| 記入欄 | 畜舎、飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎等を設定： 設定している 設定していない (対策：) ※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。 指導・助言したことを記入： () | |
| ② | 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。 | |
| 記入欄 | 第三者が見て明確な境界線が設けられているか： 設けられている 設けられていない (対策：) 方法： 柵 ロープ 三角コーン 消石灰帯 (幅 m) 垣根 (プランター) その他 () 立入禁止看板： あり なし 指導・助言したことを記入： () | |
| 3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止 | | A・B・C |
| ① | 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 | A: チェックが7～9個 B: チェックが5～6個 C: チェックが0～4個 |
| 記入欄 | 方法： 門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他 () 指導・助言したことを記入： () | |
| ② | 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。 | |
| 記入欄 | 方法： 車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯 (幅 m) その他 () 消毒薬名： () 消毒薬の希釈倍数 () 消毒を常時実施： 実施している 実施していない 記録： なし (畜主より聞き取り) あり (記録表 カレンダー その他 ()) 指導・助言したことを記入： () | |

| | | |
|---|---|--|
| ③ | <p>衛生管理区域及び畜舎に入出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。</p> <p><衛生管理区域> 方法：手指の洗浄 手指の消毒 踏込消毒槽の設置（靴の消毒） その他（ ） 消毒を常時実施：実施している 実施していない ※靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。</p> <p><畜舎> 方法：手指の洗浄 手指の消毒 踏込消毒槽の設置（靴の消毒） その他（ ） 消毒を常時実施：実施している 実施していない ※靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。</p> <p>記入欄 記録：なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ））</p> <p>※踏込消毒槽について 消毒薬の種類：（ ） 消毒薬の希釈倍数：（ ） 消毒薬の交換頻度：（ ） 消毒前の有機物除去：洗浄用ブラシや水槽の設置 その他（ ）</p> <p>指導・助言したことを記入： （ ）</p> | |
| ④ | <p>衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、出入りする者に着用させている。</p> <p><衛生管理区域専用> 従業員用：専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ） 来場者用：専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ） ※保管方法…屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ） ※着替える場所…農場出入口 その他（ ） ※着替え前後の服・靴の交差…なし あり ※衣服及び靴の汚れが、衛生管理区域専用の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明瞭な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）</p> <p>記入欄 <参考：畜舎専用> 従業員用：専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ） 来場者用：専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ） ※保管方法…屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ） ※着替える場所…農場出入口 その他（ ） ※着替え前後の服・靴の交差…なし あり</p> <p>指導・助言したことを記入： （ ）</p> | |
| ⑤ | <p>他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。</p> <p>記入欄 記録：なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） ※野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、山林などで野生いのししの捕獲作業に従事した者についても、同様に扱うこと。</p> <p>指導・助言したことを記入： （ ）</p> | |
| ⑥ | <p>過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。</p> <p>記入欄 記録：なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ））</p> <p>指導・助言したことを記入： （ ）</p> | |
| ⑦ | <p>他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。</p> <p>対象物品の有無：なし あり（物品名： ） 洗浄・消毒の方法：洗浄 消毒（消毒薬名： 、希釈倍数： ）</p> <p>記入欄 記録：なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ））</p> <p>指導・助言したことを記入： （ ）</p> | |

| | | |
|---------------------|---|--|
| ⑧ | <p>過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。</p> <p>対象物品の有無： なし あり (物品名：)</p> <p>洗浄・消毒の方法： 洗浄 消毒 (消毒薬名： 、希釈倍数：)</p> <p>記録： なし (畜主より聞き取り) あり (記録表 カレンダー その他 ())</p> <p>指導・助言したことを記入：</p> <p>()</p> | |
| ⑨ | <p>食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏70度以上で30分以上、又は摂氏80度以上で3分以上加熱処理をしている。</p> <p>食品循環資源(※1)を原材料とする飼料の有無： なし あり (具体名：)</p> <p>食品循環資源の収集方法： 自分で収集 市販飼料(又は自社所有工場等製飼料)を利用</p> <p>食品循環資源の導入元： 動物由来品(※1)の含有(可能性も含む)： なし あり (具体名：) 不明</p> <p>動物由来品が含有していることの記録： なし (畜主より聞き取り) あり (排出元からの資料 その他 ())</p> <p>農場での加熱方法： 鍋で煮る 蒸す 焼く その他 ()</p> <p>農場での加熱状況： 温度 時間</p> <p>農場での加熱状況の確認方法： 温度計で手動計測 (頻度 計測部位) 自動計測 その他 ()</p> <p>農場での加熱状況の記録： なし (畜主より聞き取り) あり (記録表 カレンダー その他 ())</p> <p>製造事業場での加熱方法： 温度 時間</p> <p>製造事業場名： ※1 食品循環資源：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯をいう。動物由来品：対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等(既に加熱されているか否かに関わらず)。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。</p> <p>指導・助言したことを記入：</p> <p>()</p> | |
| 4. 野生動物等からの病原体の侵入防止 | | |
| ① | <p>畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。</p> <p>周辺にいる野生動物の種類： 給餌・給水設備： 畜舎内への侵入防止 ふた 排せつ物の除去 その他 ()</p> <p>飼料保管場所： 屋内保管 ブルーシート 排せつ物の除去 その他 ()</p> <p>※屋内保管の場合、野生動物が侵入する隙間等： なし あり (対策：)</p> <p>※畜舎周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺に電柵、ワイヤーメッシュの設置、畜舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など衛生管理区域への野生動物等の侵入を防止すること。</p> <p>指導・助言したことを記入：</p> <p>()</p> | |
| ② | <p>飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。</p> <p>飲用水： 水道水 井戸水 (異物混入：なし あり) 湧水 (異物混入：なし あり) その他 ()</p> <p>消毒を常時実施： 実施していない 実施している (消毒薬名：)</p> <p>指導・助言したことを記入：</p> <p>()</p> | |

A・B・C

A：チェックが3個
B：チェックが2個
C：チェックが0～1個

| | | | |
|--------------------------|--|--|--|
| ③ | 家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。 | | |
| 記入欄 | 死体の保管場所： 指導・助言したことを記入： () | | |
| 5. 衛生管理区域の衛生状態の確保 | | | |
| ① | 施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。 | | |
| 記入欄 | 施設の方法： 清掃（頻度： ）、消毒（頻度： 、消毒薬名： 希釈倍数： ） 対象器具の有無： なし あり（器具名： ） 器具の方法： 清掃（頻度： ）、消毒（頻度： 、消毒薬名： 希釈倍数： ） 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： () | | |
| ② | 家畜の体液が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具等にあつては一つごとに交換又は消毒をしている。 | | |
| 記入欄 | 対象物品の有無： なし あり（物品名： ） 方法： 交換 消毒（消毒薬名： 希釈倍数： ） 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 農場マニュアル 貼紙 その他（ ）） 指導・助言したことを記入： () | | |
| ③ | 畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒をしている。 | | |
| 記入欄 | 方法： 除糞 水洗 消毒（消毒薬名： 希釈倍数： ） 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： () | | |
| ④ | 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。 | | |
| 記入欄 | 【1頭あたりの面積】種豚： ㎡、肥育豚： ㎡ ※ 定期報告での報告項目 ※ 数値基準は示されていないが、肥育豚で0.8㎡/頭、母豚で1.2㎡/頭が参考 指導・助言したことを記入： () | | |
| 6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処 | | | |
| ① | 家畜に特定症状（※2）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。 | | |
| 記入欄 | 特定症状の理解状況： 理解している 理解していない 家畜保健衛生所の連絡先の把握： 把握している（電話番号： ） 把握していない 従業員がいる場合 周知方法： 農場マニュアル 貼紙 口頭周知 その他（ ） 指導・助言したことを記入： () | | |

| |
|---|
| A・B・C |
| A：チェックが3～4個 B：チェックが2個 C：チェックが0～1個 |

| |
|---|
| A・B・C |
| A：チェックが7～8個 B：チェックが4～6個 C：チェックが0～3個 |

| | | |
|---|--|--|
| ② | <p>家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。</p> <p>以下の対応が必要であることを理解している： 理解している 理解していない 家畜保健衛生所から連絡があるまで、 1. 家畜や畜産物等の出荷及び移動は行わない 2. 物品を衛生管理区域外に持ち出さない</p> <p>記入欄 従業員がいる場合 周知方法： 農場マニュアル 貼紙 口頭周知 その他（ ） 指導・助言したことを記入： 〔 〕</p> | |
| ③ | <p>家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。</p> <p>以下の対応が必要であることを理解している： 理解している 理解していない 1. 速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求める 2. 異状の原因が、監視伝染病ではないことが確認されるまでの間、農場から家畜の出荷及び移動を行わない 3. 当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従う ※ 異状確認時には、速やかに獣医師又は家畜保健衛生所へ連絡を取る体制を整えている： 整えている 整えていない</p> <p>記入欄 従業員がいる場合 周知方法： 農場マニュアル 貼紙 口頭周知 その他（ ） 指導・助言したことを記入： 〔 〕</p> | |
| ④ | <p>毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。</p> <p>記録： なし（ 畜主より聞き取り ） あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ） ※ 記録すべき内容（8の③④）について理解している： 理解している 理解していない</p> <p>記入欄 指導・助言したことを記入： 〔 〕</p> | |
| ⑤ | <p>他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。</p> <p>記録： なし（ 畜主より聞き取り ） あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ） ※ 記録すべき内容（8の③④）について理解している： 理解している 理解していない</p> <p>記入欄 指導・助言したことを記入： 〔 〕</p> | |
| ⑥ | <p>他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。</p> <p>隔離方法： 隔離用スペースの確保 その他（ ）</p> <p>記入欄 指導・助言したことを記入： 〔 〕</p> | |
| ⑦ | <p>家畜の出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。</p> <p>記録： なし（ 畜主より聞き取り ） あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ）</p> <p>記入欄 指導・助言したことを記入： 〔 〕</p> | |

| | |
|--|--|
| ⑧ 家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。 | |
| 対策： 屋根付きトラック 蓋付き容器 ブルーシート その他 () 記入欄 指導・助言したことを記入： () | |
| 7. 埋却等の準備 | |
| ① 埋却地を確保している。 | |
| 面積： m ² (参考：肥育豚1頭あたり0.9m ² 。汚染物品(飼料等)の面積も考慮すること) 記入欄 指導・助言したことを記入： () | |
| ② 焼却又は化製のための準備措置を講じている。 | |
| 記入欄 指導・助言したことを記入： () | |
| 8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管 | |
| ① 衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。 | |
| 記録： 記録表 カレンダー その他 () ※ 記録内容： 氏名 住所、所属 立入りの年月日 目的 その他 () 記入欄 指導・助言したことを記入： () | |
| ② 家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。 | |
| 記録： 記録表 カレンダー その他 () ※ 記録内容： 滞在期間 国又は地域名 畜産関係施設等への立入りの有無 その他 () 記入欄 指導・助言したことを記入： () | |
| ③ 家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。 | |
| 記録： 記録表 カレンダー その他 () ※ 記録内容： 種類 頭数(分娩による増も含む) 健康状態 導入元又は移動先の農場等の名称 導入又は移動の年月日 その他 () 記入欄 指導・助言したことを記入： () | |
| ④ 家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。 | |
| 記録： 記録表 カレンダー その他 () ※ 記録内容： 異状の有無 死亡の有無 症状 頭数 月齢 年月日 その他 () 記入欄 指導・助言したことを記入： () | |

A・C

A：チェックが1～2個
C：チェックなし

A・B・C

A：チェックが3～4個
B：チェックが2個
C：チェックが0～1個

| 9. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入） | | A・B・C |
|-------------------------------|---|---|
| ① | <p>農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。</p> <p>担当獣医師名又は診療施設名： _____ 指導頻度： _____</p> <p>記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カルテ カレンダー その他（ ））</p> <p>指導・助言したことを記入： （ _____ ）</p> | <p>A：チェックが2個 B：チェックが1個 C：チェックなし</p> |
| ② | <p>従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。</p> <p>周知方法： 農場マニュアル 貼紙 その他（ ）</p> <p>※ 特定症状確認時の具体的対応：（ ）</p> <p>指導・助言したことを記入： （ _____ ）</p> | |

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※1 動物由来品
対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。

※2 特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）

①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘰癧（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

巡回年月日平成 年 月 日

農家名

立会人

巡回者

<追加> 野生動物侵入防止対策等 チェック表

<野生動物侵入防止対策>

| | | |
|---|--|---------|
| 1. 衛生管理区域境界の対策 | | 助言・指導事項 |
| <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 電気柵 (破損: なし あり、漏電: なし あり、高さ: 1段 cm 2段 cm 3段 cm) <input type="checkbox"/> ワイヤメッシュ (破損: なし あり、下の隙間: なし あり、高さ: cm) 破損等への対策: <input type="checkbox"/> 石灰帯 (幅 m) <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 2. 畜舎内への侵入防止対策 | | 助言・指導事項 |
| <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ウィンドレス (隙間: なし あり→対策:) <input type="checkbox"/> 壁 (破損: なし あり→対策:) <input type="checkbox"/> ネット (網目: cm、破損: なし あり→対策:) <input type="checkbox"/> 金網 (網目: cm、破損: なし あり→対策:) <input type="checkbox"/> 石灰帯 (幅 m) <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 3. 排泄物保管場所の対策 | | 助言・指導事項 |
| (1) 排泄物処理方法 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> コンポスト <input type="checkbox"/> 共同処理施設への搬出 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| (2) 野生動物の侵入防止対策 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 屋内処理 (隙間: なし あり→対策:) <input type="checkbox"/> ネット (網目: cm、破損: なし あり→対策:) <input type="checkbox"/> ブルーシート <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 4. 死体保管場所の対策 | | 助言・指導事項 |
| (1) 死体の処理 牛: 化製処理 (業者名:) その他 () 豚 (哺乳豚): 化製処理 (業者名:) その他 () 豚 (肥育豚): 化製処理 (業者名:) その他 () 豚 (成 豚): 化製処理 (業者名:) その他 () 鶏: 化製処理 (業者名:) その他 () | | |
| (2) 野生動物の侵入防止対策 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 屋内保管 (隙間: なし あり→対策:) <input type="checkbox"/> 蓋付容器 <input type="checkbox"/> ネット (網目: cm、破損: なし あり→対策:) <input type="checkbox"/> ブルーシート <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 5. 飼料保管場所の対策 | | 助言・指導事項 |
| <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> えさタンク (破損: なし あり→対策:) <input type="checkbox"/> 屋内保管 (隙間: なし あり→対策:) <input type="checkbox"/> 蓋付容器 <input type="checkbox"/> ネット (網目: cm、破損: なし あり→対策:) <input type="checkbox"/> ブルーシート <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 6. 資材保管場所の対策 | | 助言・指導事項 |
| <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 屋内保管 (隙間: なし あり) <input type="checkbox"/> 蓋付容器 <input type="checkbox"/> ネット (網目: cm、破損: なし あり) <input type="checkbox"/> ブルーシート <input type="checkbox"/> その他 () | | |

<飼料にかかる記録の有無>

| | | |
|---|--|---------|
| 1. 飼料の記録 | | 助言・指導事項 |
| <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (購入日 納品業者 飼料の名前 数量 給与状況 その他 ()) | | |

巡回年月日平成 年 月 日

農家名

立会人

巡回者

調査捕獲衛生対策チェックリスト <いのしし用新規作成>

作業を行った日：平成 年 月 日

支部名：

氏名：

| 対 策 項 目 | | チェック |
|-----------|---|------|
| の 作 業 時 装 | 作業にあたっては、以下を着用した ・使い捨て防護服 ・使い捨て手袋（ゴムやビニールの不浸透性材質） ・マスク ・長靴 ・ゴーグル（特に消毒薬散布時） | |
| 捕 獲 ・ 運 搬 | ブルーシートや厚手のビニール袋等に、捕獲いのししを入れた。 血液や糞便等が漏れ出さないよう、二重にしたり、ビニールテープでとめる等の措置をした。 | |
| | ブルーシートやビニール袋の表面を70%アルコールで十分に消毒した。 | |
| | 車両に直接いのししが触れないよう、ビニールシートを敷く等の必要な措置を行った。 | |
| 消 毒 | 【捕獲地点の消毒】 捕獲いのししを止めさした地点の半径1m範囲を以下の方法で消毒した ○逆性石鹼を地面が湿るまで散布 2L ペットボトルに水を入れ、逆性石鹼（パコマ）をキャップ1杯（1杯5ml） ○消石灰を地面が白くなるまで散布 ※半径1mの範囲であれば概ね2kg必要 | |
| | 個体を運ぶ際に血液や糞便等が付着した地点等も上記と同様な消毒を行った。 | |
| | 【わな等の捕獲器具の消毒】 捕獲したいのししに使用したわな等の器具は以下の方法で消毒した。 ○逆性石鹼に浸漬あるいは霧吹き等で噴霧 ※わな等の捕獲器具は、捕獲場所にて消毒すること。 | |
| | 【長靴の靴毒の消毒】 ○逆性石鹼を霧吹き等で噴霧 ※靴底は、回収地点を離れる際及び作業の都度、必要に応じて消毒すること。 ※靴底についた泥を落としてから、消毒を行うこと。 | |
| | 【車両(タイヤ、荷台等)の消毒】 ○逆性石鹼を霧吹き等で噴霧 ※タイヤは回収地点を離れる際に消毒すること。 ※タイヤについた泥を落としてから、消毒を行うこと。 | |
| | 【手指の消毒】 ○消毒用エタノールを手指に噴霧 ※使い捨て手袋は、必要の都度交換、手指を消毒すること。 | |
| | 【廃棄物の処理】 ○使い捨て手袋等のゴミはゴミ袋に入れて密閉し、適切に処分した。 | |

岐阜県における豚コレラ事案の経緯

■：農場等における豚コレラ事案 □：陽性野生いのしし関連
●：県による農場等の防疫対策 ○：野生いのしし対策

| 日付 | 事案 | 陽性イノシシ |
|---------|--|----------------------|
| 9/9 | ■A農場（岐阜市）で豚コレラ事案発生（患畜） ●「岐阜県衛生監視プログラム」、「岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件」を策定、実行(9/18) | |
| 9/9～11 | ●制限区域内の農場及び疫学関連農場への立ち入り検査 ●その他農場への聞き取り調査 | |
| 9/12～ | ●報告徴求開始 対象：県内全農場 内容：死亡頭数等 回数：2回/日 | |
| 9/13～ | ○野生いのしし調査対象区域の設定 区域：発生農場、堆肥センター、野生いのしし発見箇所からそれぞれ半径10km ●調査対象区域内農場の監視 内容：陽性いのしし確認の都度、半径10km以内の農場へ立入検査 | |
| 9/14 | □椿洞地区で9/13に発見された死亡野生いのししで豚コレラ陽性を確認 ●電気柵の貸与決定 | 県内1頭目 椿洞地区 1頭目 |
| 9/16 | □大洞地区で9/15に発見された死亡野生いのししで豚コレラ陽性を確認 | 県内2頭目 大洞地区 1頭目 |
| 9/22～23 | ○岐阜市・岐阜市猟友会による、岐阜市三田洞区域（椿洞区域の東）、秋沢区域（椿洞区域の西）での死亡いのしし調査（結果、発見されず） | |
| 9/25～ | ○調査捕獲開始（岐阜市椿洞区域、大洞区域） （捕獲された個体は、中央家畜保健衛生所にて検査） | |
| 9/27～ | ○調査対象区域の外縁部（14市町）における調査捕獲を開始 （捕獲された個体は、中央家畜保健衛生所にて検査） ●防疫資材（消石灰、防護服、長靴、踏込消毒槽、ブルーシート）の配布及び防疫資材（動力噴霧器）の貸与を決定 | 【9月末時点】 県内11頭 |
| 10/10～ | ●野生いのしし調査区域農場の監視体制を強化 強化内容：報告徴求内容に臨床症状等を追加、ウイルス侵入防止対策の現地確認検査（1回/週）、検査結果に基づく防疫資材の追加配布 ●ワイヤーメッシュ柵設置経費の補助決定 | |
| 10/17～ | ○護柵の設置、草刈りなどによる緩衝帯を整備 目的：豚コレラの感染が認められる地域からの野生いのししの拡散を防止 実施区域：岐阜市椿洞区域、大洞区域及び周辺区域 防護柵：関市上迫間地区 総延長 900m 緩衝帯：草刈、雑木除去（津保川等）総延長 4,300m ○生息状況を確認するため、15か所にセンサーカメラを設置 | 【10月末時点】 県内41頭 |
| 11/1 | ○狩猟禁止区域を設定（17市町） □可児地区で10/30に捕獲された野生いのししで豚コレラ陽性を確認 ○野生いのしし調査対象区域を追加（可児地区） | 可児地区 1頭目 |

| 日付 | 事案 | 陽性イノシシ |
|----------|---|------------------------|
| 11/7～ | ○狩猟禁止区域の見直し（17市町→20市町） ○防護柵の設置、草刈りなどによる緩衝帯を整備 〔実施区域：可児市、多治見市 防護柵：可児市緑地区（門扉2ヶ所） 緩衝帯：草刈、雑木除去（国道248号沿い等）総延長2,050m〕 | |
| 11/16 | ■岐阜市畜産センター公園（岐阜市）で豚コレラ事案発生（疑似患畜） ●「岐阜県衛生監視プログラム」及び「岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件」を策定、実行（11/21） | |
| 11/17～19 | ●監視対象農場の清浄性確認検査を実施 | |
| 11/22～ | ●防疫体制の緊急点検実施 防疫体制の書面調査及び監視対象農場への立入 | |
| 11/29 | □八百津地区で11/26に発見された死亡野生いのししで豚コレラ陽性を確認 | 県内60頭目 八百津地区 1頭目 |
| 12/1～ | ○調査対象区域の追加（八百津地区） ○八百津町周辺における防護柵、緩衝帯整備を開始 〔実施区域：八百津町、白川町、川辺町、七宗町、恵那市、多治見市、土岐市 防護柵：国道418号及び県道68号（恵那白川線）沿い（35km） 中央自動車道アンダーパス等封鎖（164ヶ所） 緩衝帯：草刈、雑木除去（飛驒川等）（21km）〕 | 【11月末時点】 県内62頭 |
| 12/5 | ■県畜産研究所（美濃加茂市）で豚コレラ事案発生（患畜確定） ●「岐阜県衛生監視プログラム」及び「岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件」を策定、実行（12/14） | |
| 12/7 | ○狩猟禁止区域の見直し（20市町→23市町） | |
| 12/7～11 | ●監視対象農場での清浄性確認検査 | |
| 12/10 | ■いのしし飼育施設（関市）での豚コレラ事案発生（疑似患畜） | |
| 12/14 | ○防鳥ネット配布決定 | |
| 12/15 | ■県農業大学校（可児市）での豚コレラ事案発生（患畜） | |
| 12/20 | ○狩猟禁止区域の見直し（23市町→26市町） | 12/20時点 県内78頭 |

県のこれまでの対応

1 農場等への対応について

(1) 全農場への対応

ア. 飼養衛生管理基準の遵守通知文書発出【9/9～12/5の間に6回】

イ. 報告徴求及び報告徴求の結果に基づく立入検査

【9/12～】県内全農場（2回/日）死亡頭数等

【10/10～】監視対象農場（2回/日）死亡頭数のほか、臨床症状等

その他農場（1回/日）死亡頭数のほか、臨床症状等

ウ. 防疫体制の緊急点検（防疫体制の書面調査）【11/22】

エ. 防疫資材（消石灰、防護服、長靴、踏込消毒槽、ブルーシート）の配布【9/27～】

オ. 防疫資材（動力噴霧器）の貸与【9/27～】

カ. 電気柵の貸与【9/18～】

キ. ワイヤメッシュ柵設置経費の補助【10/10～】

ク. 防鳥ネットの配布【12/14～】

(2) 疫学関連農場（※1）等への対応

（※1）疫学関連農場

- ・発生農場と同一堆肥場またはと畜場を使用している農場及び同一獣医師に受診している農場であり、豚コレラのまん延を防止するため、家伝法第32条の規定に基づき、病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限（最終交差から21日間）
- ・岐阜県監視対象農場衛生監視プログラムにより農場及び安全性が確認された上で制限を解除

ア. 岐阜県監視対象農場衛生監視プログラムによる安全確認体制【発生の都度】

<H30.12.14策定版> ※疫学関連農場がある場合、事案発生ごとに策定

※ 発生の都度、特徴的な臨床症状などを踏まえ、国と協議の上で決定

文中アンダーラインは今回強化した項目、太字は国の指示を上回る項目

- ① 農場毎に**専属の家畜防疫員を配置**
- ② 家畜防疫員は、週1回以上立入り検査（臨床検査、検温）を実施
- ③ 農場に対し、**毎日2回**、死亡豚のほか、**呼吸器症状**や食欲低下、下痢、活力低下のある豚について、日齢、頭数、体温、豚の様子を**より詳細に報告**させ、豚に異常がある場合は獣医の所見を徴求するとともに、家畜防疫員が確認
- ④ 家畜防疫員は、毎日の報告や立入り検査により、豚コレラを疑われる死亡豚や異常豚が確認された場合は、血液検査の結果を考慮し、病性鑑定を実施
また、血液検査にて白血球数の減少が確認された場合、当該豚及び同居豚について、少なくとも1週間、報告徴求において、詳細な臨床症状及び体温を報告

⑤ 家畜防疫員は、出荷前に、臨床検査及び遺伝子検査を実施

○ 野生いのしし調査対象区域内の農場

・出荷前日に、出荷予定の豚全頭について検査

・週1回、飼養豚について抽出検査（30頭）

○ 野生いのしし調査対象区域外の農場

・週1回、飼養豚について抽出検査（30頭）（豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項に準拠）

イ. 岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件による安全確認体制【発生の都度】

<H30.12.14策定版（いのしし飼育施設関連）>

※ 発生の都度、特徴的な臨床症状などを踏まえ、国と協議の上で決定

文中太字は国の指示を上回る項目

- ① と畜場法に基づき、県のと畜検査員（獣医師）は、出荷豚全頭のと畜検査（生体検査、体前検査、解体後検査）を実施し、検査に合格したもののみ食用として流通
なお、生体検査については、**2名に増員**して実施
- ② と畜場への搬入時の衛生管理については、**1農場毎に入れ替え制**で行い、その都度、**運搬車両が通過した道路及び豚房の洗浄・消毒**を行うことを要件とする「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」を定め適正に管理
- ③ と畜場内における死亡及び異常豚の発見時には、**体温測定、血液検査、剖検**を実施

(3) 搬出制限区域内の農場への対応【発生の都度】

ア. 出荷再開に向けた例外措置の協議（国と協議）

○ 家畜防疫員による「臨床検査」で異常がないこと

○ と畜場出荷前後及び出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒すること

イ. 例外措置の条件に加えた県の取り組み

○ 「臨床検査」に加え、農場の安全性をより担保するため、監視対象農場と同様の取り組み（臨床検査、遺伝子検査等）を実施

(4) 野生いのしし調査対象区域内の農場への対応

ア. 立入検査（臨床検査、必要に応じて遺伝子検査など）

【9/13～】陽性いのしし確認の都度、半径10km以内の農場

【9/27～】1回/週、野生いのしし調査対象区域内の農場

イ. ウイルス侵入防止対策の現地確認（1回/週）【10/10～追加】

ウ. 詳細状況報告（2回/日）【10/10～拡充（報告徴求に詳細情報を追加）】

2 野生いのししの感染拡大防止対策

(1) 浸潤状況検査及び調査捕獲

【9/13～】野生いのししの感染確認検査を実施

調査対象区域内…「死亡いのしし全頭／捕獲いのしし全頭」を検査

調査対象区域外…「死亡いのしし全頭／捕獲いのしし抽出頭」を検査

【9/25～】野生いのしし調査対象区域内で、野生いのししの感染状況を把握するとともに、個体数を減らすため、調査捕獲を実施

【9/27～】野生いのしし調査対象区域外縁部も含め、野生いのししの感染状況を把握するとともに、個体数を減らすため、調査捕獲を実施

○野生いのしし調査対象区域

- ・区域：発生農場及び疫学情報から感染源となりうると考えられた地点及び陽性の野生いのしし
が確認された地点を中心とした半径 10km 以内の区域（国と協議の上、決定）
 - (1) 岐阜市椿洞区域（隣接する山泉市の地区を含む）の陽性個体の発見箇所の重心を中心とした半径 10km の円の範囲内
 - (2) 岐阜市大洞区域（隣接する各務原市、関市及び坂祝町の地区を含む）の陽性個体の発見箇所の重心を中心とした半径 10km の円の範囲内
 - (3) 可児市区域の陽性個体の発見箇所の重心を中心とした半径 10km の円の範囲内
 - (4) 八百津町区域の陽性個体発見箇所の重心を中心とした半径 10km の円の範囲内
- ・対応：少なくとも 28 日間（陽性の野生いのししが確認された地点の場合は、消毒後 28 日間）、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、原則として抗原検査及び血清抗体検査を実施

(2) 防護柵の設置等

○防護柵の設置 【10/27～28】関市上迫間地区（900m）

【11/10～13】可児市緑地区（2ヶ所）

【11/27～12/1】国道 248 号沿いアンダーパス等封鎖（4ヶ所）

【11/27～12/9】岐阜市安食地区（3ヶ所）

【12/ 1～】国道 418 号及び県道 68 号（恵那白川線）沿い（35km）

【12/11～】中央自動車道アンダーパス等封鎖（164ヶ所）

○緩衝帯の整備（草刈など）

【10/17～19】岐阜市椿洞地域（700m） 【11/ 7】県道 122 号沿い [可児]（750m）

【10/24～31】岐阜市大洞地域等（1,600m）【11/ 8～14】国道 248 号沿い [可児、多治見]（1,300m）

【10/30～31】国道 248 号沿い [関]（1,000m）【12/ 1～】土岐川河川敷（1,000m）

【10/31～12/12】津保川河川敷等（1,000m）【12/12～】飛騨川河川敷（20km）

○生息状況確認用センサーカメラの設置

【10/24～】6 地域（22ヶ所）

(3) 狩猟禁止区域の設定

【11/ 1～】17 市町 【11/ 7～】20 市町 【12/ 7～】23 市町 【12/20～】26 市町

※陽性野生いのししの発生範囲拡大に伴い、狩猟禁止区域の市町も同様に拡大

A. A農場における豚コレラの対応について

1 発生農場の概要

所在地：岐阜市岩田西

殺処分頭数：546頭

2 発生日

平成30年9月9日（日）

3 豚舎配置図



< 関連農場 >

移動制限： 0農場（ 0頭）

搬出制限： 3農場（ 1,012頭）

疫学関連： 13農場（15,144頭）

うち、と畜場関連 12農場

堆肥場関連 3農場

獣医師関連 1農場

4 経緯

（○：臨床症状、死亡状況等）

| 月日 | 時間 | 防疫措置等 |
|-------|----|--|
| 8月上旬 | | ○食欲不振、元気消失（数頭） |
| 8月20日 | | ○食欲消失、衰弱（数頭）→管理獣医師が熱射病として加療（9頭） |
| 8月24日 | | ○管理獣医師から県に連絡（加療の効果がないため、血液検査を依頼）→家保が立入検査（臨床、血液）→活力低下、体温39.7～40.9℃、白血球3700～11300、左方移動あり（6頭） |
| | | ○8/16～9/3で約20頭死亡（飼養者より事後聞き取り） |
| 9月3日 | | ○管理獣医師が死亡豚（1頭）を家保に持参の上、病性鑑定を依頼→家保のFA検査陰性 |
| 9月5日 | | ・家保のPCR検査（1回目）陰性 |
| | | ○9/3～9/7で約80頭死亡（飼養者より事後聞き取り） |
| 9月7日 | | ・家保のPCR検査（2回目）陽性 → 農場立ち入り、採材 |

| | | |
|-----------|-------|---------------------------------|
| 9月8日 | | ・農研機構で遺伝子解析開始 |
| 9月9日 | 6:00 | ・農研機構の遺伝子解析陽性（患畜）→防疫措置開始 |
| 9月10日 | 5:17 | ・殺処分完了（546頭、防疫措置開始後約23時間） |
| 9月11日 | 0:00 | ・埋却完了 |
| | 14:00 | ・防疫措置完了（防疫措置開始後56時間） |
| 9月10日～11日 | | ・疫学関連農場の清浄性確認（臨床検査及び抗体検査）→すべて陰性 |
| 9月21日 | | ・と畜場の再開、監視対象農場からの出荷再開 |
| 9月29日 | 0:00 | ・搬出制限区域の解除（消毒ポイント4ヶ所を閉鎖） |
| 10月10日 | 0:00 | ・移動制限区域の解除（消毒ポイント1ヶ所を閉鎖） |
| 12月2日 | 7:00 | ・堆肥場の再開 |

5 発生時における農場の防疫対策状況

| 区分 | 備考 |
|-------------|--|
| 車両等の消毒 | ・動力噴霧器、踏込消毒槽の設置 |
| 衛生管理区域専用衣服等 | ・診療獣医師専用の長靴設置 ・専用長靴や踏込消毒槽は設置されていたが、徹底されていたか疑問（国疫学調査チーム） |
| その他 | ・異常豚の記録なし ・排水溝や排水処理設備がなく、排水を介して農地内からウイルスが外部に流れ出す可能性は否定できない（国疫学調査チーム） ・豚舎外のいのししが豚舎内の豚に接触は可能（国疫学調査チーム） |

（2）野生動物侵入防止対策

| 区分 | 備考 |
|-----------|--|
| 電気柵 | ・なし |
| ワイヤーメッシュ柵 | ・なし |
| 防鳥ネット | ・一部（堆肥舎のうち1区画のみ） |
| 畜舎等 | ・壁面の多くの箇所に破損 ・農場開口部のビニールカーテンは強風により破損 ・堆肥舎へのフェンス等設置なし |

6 県の確認・指導

・立入調査：5月24日

・注意喚起：4月27日～8月31日の間に5回（中国でのアフリカ豚コレラ発生、GW及び夏季休暇期間中の防疫対策の徹底）

B. 岐阜市畜産センター公園における豚コレラの対応について

1 発生農場の概要

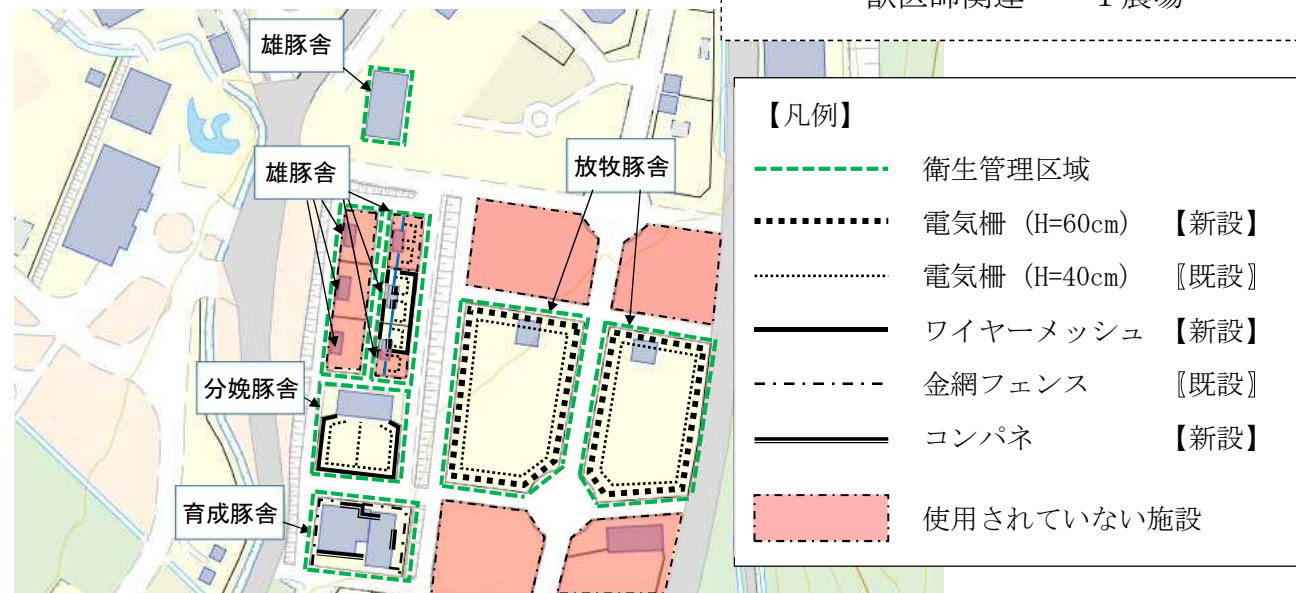
所在地：岐阜市椿洞

殺処分頭数：21頭

2 発生日

平成30年11月16日（金）

3 豚舎配置図



<関連農場>

移動制限：0農場（0頭）

搬出制限：8農場（8,560頭）

疫学関連：20農場（54,241頭）

うち、と畜場関連 19農場

堆肥場関連 0農場

獣医師関連 1農場

4 経緯

（○：臨床症状、死亡状況等）

| 月日 | 時間 | 防疫措置等 |
|-------------|-------|---|
| 9月10日 | | ・疫学関連農場への一斉立入 → 異常なし |
| 9月17日 | | ・清浄性確認検査（臨床検査）→ 異常なし |
| 9月26日 | | ・清浄性確認検査（臨床検査、PCR検査）→ 異常なし |
| 10月8日 | | ○食欲低下（1頭）→ 家保が立入検査（PCR検査）→ 異常なし |
| 10月11日 | | ○死亡（2日齢1頭、出荷後と畜場で死亡1頭） |
| 10月19日 ～ | | ○肺炎、体温 38.0～41.0℃、流産、食欲不振（1頭） → 10/21 死亡（同居豚異状なし） |
| 10月28日 ～ | | ○食欲低下、体温 35.8～41.0℃（1頭） → 11/10 死亡（同居豚4頭のうち1頭体温 41.1℃ [ⓑ] ） |
| 11月13日～ | | ○体温 39.5～41.1℃、紫斑、活力低下、食欲低下、痙攣（1頭） [ⓑ] |
| 11月15日 | 14:40 | ・市から県に連絡（元気消失、発熱のある豚あり） |

※ 丸英字は個体を区分したもので、同じ記号は同じ個体であることを表す。

| | | |
|----------------|-------|--|
| | 16:15 | ・家畜保健衛生所が立入検査 → 18:20 PCR検査開始 |
| 11月16日 | 1:00 | ・PCR検査陽性（疑似患畜）→ 防疫措置開始 |
| | 6:20 | ・殺処分完了（防疫措置開始後約5時間半） |
| | 15:00 | ・防疫措置完了（防疫措置開始後14時間） |
| 11月17日 ～19日 | | ・監視対象農場の清浄性確認（臨床検査、血液検査、抗体検査、PCR検査）→ すべて陰性 |
| 11月22日 | | ・と畜場の再開（11/23～搬出制限農場及び監視対象農場からの出荷再開） |
| 12月4日 | 0:00 | ・搬出制限区域の解除（消毒ポイント4ヶ所を閉鎖） |
| 12月15日 | 0:00 | ・移動制限区域の解除（消毒ポイント2ヶ所のうち1ヶ所を閉鎖） ※ 1ヶ所は4例目の搬出制限区域に設けた消毒ポイントとして稼働中 |

5 発生時における農場の防疫対策状況

（1）飼養衛生管理基準の遵守

| 区分 | 備考 |
|-------------|--|
| 車両等の消毒 | ・動力噴霧器、踏込消毒槽の設置 ・重機使用前に洗浄・消毒しないことあり |
| 衛生管理区域専用衣服等 | ・衛生管理区域（豚舎）入場時に専用服・靴を使用しないことあり |
| その他 | ・管理者は市の指定管理業者 ・A. A農場を診療していた獣医師は本農場から車で往診 |

（2）野生動物侵入防止対策

| 区分 | 備考 |
|----------|---|
| 電気柵 | ・一部（雄豚舎、分娩豚舎、放牧豚舎（9/20一部増設）） ※ 育成豚舎は設置なし |
| ワイヤメッシュ柵 | ・一部（雄豚舎（9/28設置）、分娩豚舎（9/28設置）、育成豚舎の一部） ※ 放牧豚舎は設置なし |
| 防鳥ネット | ・一部（堆肥置き場（育成豚舎の1区画）） ※ 放牧場等は設置なし |
| その他 | ・観光農場（9/9以降一般公開中止） ・放牧場（9/19～夜間放牧中止、10/9～終日放牧中止、ただし豚舎清掃中は外へ出していた） ・周辺にいのしが生息、公園内のごみ置き場は野生動物との接触を防止する構造となっていない（国疫学調査チーム） |

6 県の確認・指導

・立入調査：9月10、26日、10月17、24、31日、11月5日

・注意喚起：4月27日～10月23日の間に9回（中国でのアフリカ豚コレラの発生、GW及び夏季休暇期間中の防疫対策の徹底、県内での豚コレラ発生、野生動物対策等）

C. 岐阜県畜産研究所における豚コレラの対応について

1 発生農場の概要

所在地：美濃加茂市前平町

殺処分頭数：503頭

< 関連農場 >

移動制限：0農場（0頭）

搬出制限：5農場（8,978頭）

疫学関連：2農場（6,823頭）

うち、と畜場関連 2農場

堆肥場関連 0農場

獣医師関連 0農場

2 発生日

平成30年12月5日（水）

3 豚舎配置図



4 経緯

(○：臨床症状、死亡状況等)

| 月日 | 時間 | 防疫措置等 |
|---------|-------|--|
| 11月16日 | | ○食欲低下（1頭）① |
| 11月17日 | | ・清浄性確認検査（臨床検査、血液検査、抗体検査、PCR検査）→異常なし |
| 11月26日 | | ○食欲低下（1頭）② |
| 11月28日 | | ・清浄性確認検査（臨床検査、血液検査、抗体検査、PCR検査）→異常なし |
| 11月30日～ | | ○食欲低下、嘔吐、呼吸器症状（2頭）①② |
| 12月3日 | 9:45 | ○食欲低下・廃絶、呼吸器症状（4頭）①②③④ →畜産研究所から家畜保健衛生所に連絡 |
| | 12:00 | ・家畜保健衛生所が立入検査 → 17:15 PCR検査開始 |
| 12月4日 | 13:00 | ・農研機構にて、PCR検査開始 |
| 12月5日 | 5:30 | ・患畜決定 |

※ 丸英字は個体を区分したもので、同じ記号は同じ個体であることを表す。

| | | |
|-----------|-------|---|
| 12月5日 | 6:00 | ・防疫措置開始 |
| 12月6日 | 0:21 | ・殺処分完了（防疫措置開始後約18時間半） |
| 12月7日 | 15:32 | ・防疫措置完了（防疫措置開始後約57時間半） |
| 12月7日～11日 | | ・監視対象農場の清浄性確認（臨床検査、血液検査、抗体検査、PCR検査）→すべて陰性 |
| 12月13日 | 0:00 | ・と畜場の再開（12/16～搬出制限農場及び監視対象農場からの出荷再開） |
| 12月25日 | 0:00 | ・搬出制限区域の解除予定（消毒ポイント3ヶ所を閉鎖） |
| 1月5日 | 0:00 | ・移動制限区域の解除予定（消毒ポイント1ヶ所を閉鎖） |

5 発生時における農場の防疫対策状況

(1) 飼養衛生管理基準の遵守

| 区分 | 備考 |
|-------------|---|
| 車両等の消毒 | ・動力噴霧器、踏込消毒槽の設置 |
| 衛生管理区域専用衣服等 | ・職員は衛生管理区域入退場時にシャワー使用（9/10～、従前は入場時のみ） ・衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置、（豚舎ごとに専用長靴を設置） |
| その他 | ・管理者は、研究所職員であり、豚舎ごとに担当制 ・独自の衛生管理基準を設定 ・敷地内への外部者侵入を禁止、と畜場専用の服・靴を使用、職員の出張を原則禁止（9/10～） ・管理区域内に立ち入る際には着衣、長靴ともに専用の物を着用する必要があったが、豚舎毎の更衣、長靴の履き替えは一部豚舎にとどまっていた（国疫学調査チーム） |

(2) 野生動物侵入防止対策

| 区分 | 備考 |
|-----------|---|
| 電気柵 | ・なし |
| ワイヤーメッシュ柵 | ・衛生管理区域全体（9/30設置） |
| 防鳥ネット | ・畜舎（5棟）の入口及び窓（ただし畜舎には構造的な隙間あり） ・堆肥舎の扉（ビニールシート） |
| その他 | ・パドックあり（防鳥ネットなし） ・畜舎（3棟）及び飼料舎にねずみ捕獲器設置 ・豚舎出入口からのカラスなどの野鳥の侵入が認められており豚舎内で多数の糞便やペリットが確認された（国疫学調査チーム） |

6 県の確認・指導

- ・立入調査：9月17、27日、以降週1回 ※研究所職員（家畜防疫員）が確認
- ・注意喚起：4月26日～11月30日の間に17回（アフリカ豚コレラの発生、GW及び夏季休暇期間中の防疫対策の徹底、県内での豚コレラ発生、野生動物対策等）
- ・立入検査：施設の獣医師を家畜防疫員に任命して、監視、採材等を行い、家畜保健衛生所による立入検査を行っていなかった。（国疫学調査チーム）

D. いのしし飼育施設における豚コレラの対応について

1 発生農場の概要

所在地：関市東志摩

殺処分頭数：21頭（いのしし）

<関連農場>

移動制限：0農場（0頭）

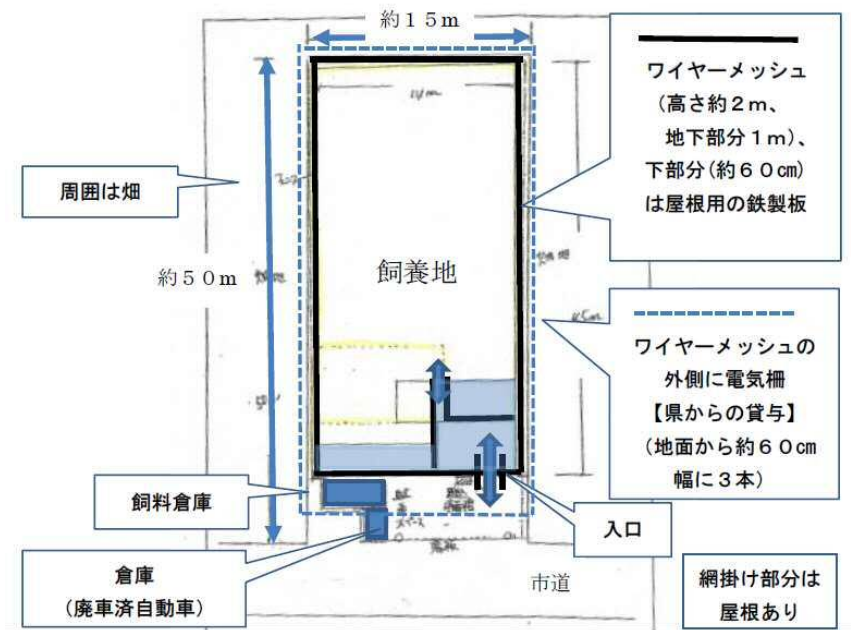
搬出制限：4農場（9,205頭）

疫学関連：0農場（0頭）

2 発生日

平成30年12月10日（月）

3 豚舎配置図



4 経緯

(○：臨床症状、死亡状況等)

| 月日 | 時間 | 防疫措置等 |
|--------|-------|---|
| 9月28日 | | ・家保による立ち入り検査 → 異常なし |
| 10月30日 | | ・家保による立ち入り検査 → 異常なし |
| 11月7日 | | ・家保による立ち入り検査 → 異常なし |
| 11月16日 | | ・家保による立ち入り検査 → 異常なし |
| 12月9日 | 11:30 | ○瀕死、うずくまり（1頭） → 同日死亡 ・飼養者から家畜保健衛生所に連絡 |
| | 14:00 | ○衰弱、下血（1頭） → 12/10死亡 ・家畜保健衛生所が立入検査 → 13:20 PCR検査開始 |
| 12月10日 | 5:30 | ・PCR検査陽性 |

| | | |
|--------|-------|----------------------------|
| 12月10日 | 11:30 | ・国との協議を経て、疑似患畜と決定 |
| | 12:00 | ・防疫措置開始 |
| | 19:11 | ・殺処分完了（防疫措置開始後約7時間） |
| 12月11日 | 15:56 | ・防疫措置完了（防疫措置開始後約28時間） |
| 12月29日 | 0:00 | ・搬出制限区域の解除予定（消毒ポイント3ヶ所を閉鎖） |
| 1月9日 | 0:00 | ・移動制限区域の解除予定（消毒ポイント1ヶ所を閉鎖） |

5 発生時における農場の防疫対策状況

(1) 飼養衛生管理基準の遵守

| 区分 | 備考 |
|-------------|--|
| 車両等の消毒 | ・蓄圧式噴霧器、踏込消毒槽の設置 |
| 衛生管理区域専用衣服等 | ・衛生管理区域専用衣服の着用を指導（10/30） |
| その他 | ・飼養管理者は野生いのししの捕獲調査のためのわなの見回りなどに従事 ※ 10/3～10/28の間で陽性いのしし4頭に接触 ※ 10/29に家保からいのしし捕獲作業に従事しないよう依頼 ※ 陽性地域になるべく行かないようにし、11月以降従事した作業では、陽性いのししは確認されていない。 ・施設前に置いたかごに周辺の畑作農家が自由にを入れていく野菜くずを洗浄等を行わず与えていた（国疫学調査チーム） |

(2) 野生動物侵入防止対策

| 区分 | 備考 |
|-----------|---|
| 電気柵 | ・なし |
| ワイヤーメッシュ柵 | ・飼養地全体 |
| 防鳥ネット | ・なし |
| その他 | ・放牧場あり ・周囲では、カラス、トビ等の鳥類が散見 ・飼養エリアに屋根がなく飲水は露天となっており、野鳥等の施設内への侵入が可能で、野鳥による飼料の盗食が確認できた（国疫学調査チーム） |

6 県の確認・指導

・立入調査：9月28日、10月30日、11月7日、16日、20日

・注意喚起：4月26日～12月5日の間に18回（アフリカ豚コレラの発生、GW及び夏季休暇期間中の防疫対策の徹底、県内での豚コレラ発生、野生動物対策等）

E. 岐阜県農業大学校における豚コレラの対応について

1 発生農場の概要

所在地：可児市坂戸

殺処分頭数：10頭

<関連農場>

移動制限：0農場（0頭）

搬出制限：2農場（1,825頭）

疫学関連：0農場（0頭）

2 発生日

平成30年12月15日（土）

3 豚舎配置図



4 経緯

(○：臨床症状、死亡状況等)

| 月日 | 時間 | 防疫措置等 |
|--------|-------|-----------------------------------|
| 12月7日 | | ・家畜保健衛生所にて、清浄性確認検査（13頭）→ 陰性 |
| 12月14日 | 18:10 | ・家畜保健衛生所にて、清浄性確認検査（プール3頭）→ PCR①陽性 |
| | 21:30 | ・個別PCR検査開始 |
| 12月15日 | 4:00 | ・PCR検査陽性 |
| | 12:30 | ・農研機構にて、PCR検査開始 |
| | 20:30 | ・患畜決定 |
| | 21:00 | ・防疫措置開始 |
| | 23:35 | ・殺処分完了（防疫措置開始後約2時間半） |
| 12月16日 | 15:55 | ・防疫措置完了（防疫措置開始後約19時間） |
| 1月3日 | 0:00 | ・搬出制限区域の解除予定（消毒ポイント3ヶ所を閉鎖） |
| 1月14日 | 0:00 | ・移動制限区域の解除予定（消毒ポイント1ヶ所を閉鎖） |

5 発生時における農場の防疫対策状況

(1) 飼養衛生管理基準の遵守

| 区分 | 備考 |
|-------------|---|
| 車両等の消毒 | <ul style="list-style-type: none"> ・動力噴霧器の設置、消石灰の散布 ・畜舎出入口に踏込消毒槽を設置 ・農大、園芸アカデミーの両庁舎、農大学生寮、現場教室、飼養衛生管理区域等の出入り口に消毒マット及び車両消毒用マットを設置 |
| 衛生管理区域専用衣服等 | <ul style="list-style-type: none"> ・豚舎内に入るときは専用長靴・防護服・使い捨て手袋をし、踏込消毒を実施 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・学生への衛生管理指導を徹底し、実習の事前事後に、防疫作業ができていないかを指導教官がチェック ・豚コレラ発生事案ごとに注意喚起を実施 ・外部関係者の見学等を制限（11/5～） |

(2) 野生動物侵入防止対策

| 区分 | 備考 |
|-----------|--|
| 電気柵 | ・豚舎周辺（9/27設置：24時間通電） |
| ワイヤーメッシュ柵 | ・作業途中（豚舎側の敷地境界は設置済み） |
| 防鳥ネット | ・豚舎及びパドックを防鳥ネット及びビニールで被覆 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・豚舎内の穴や隙間等は対策済み ・果樹園に自動撮影カメラを設置し、野生動物の侵入を監視 ※ これまでにいのししの侵入なし ・敷地内ではイタチのような小動物の糞が認められていた（国疫学調査チーム） |

6 県の確認・指導

- ・立入調査：9月10日、10月18、26日、11月より週1回
 - ※農大職員（家畜防疫員）が確認
- ・注意喚起：4月26日～12月13日の間に20回（アフリカ豚コレラの発生、GW及び夏季休暇期間中の防疫対策の徹底、県内での豚コレラ発生、野生動物対策等）
- ・立入検査：施設の獣医師を家畜防疫員に任命して、監視、採材等を行い、家畜保健衛生所による立入検査を行っていない。 (国疫学調査チーム)

野生イノシシの捕獲状況 (12/20現在)

* 調査捕獲期間： ①9/25～12/31
②9/27～12/31

| | | | 捕獲イノシシ | | | | 死亡イノシシ | | 合計 | | | |
|------------------|--|------------------------|--------|-----|------|-----|--------|-----|----|----|-----|-----|
| | | | 調査捕獲 | | 有害捕獲 | | 小計 | | 陽性 | 陰性 | 陽性 | 陰性 |
| | | | 陽性 | 陰性 | 陽性 | 陰性 | 陽性 | 陰性 | | | | |
| 1. 調査対象区域 | | | 32 | 294 | 17 | 112 | 49 | 406 | 29 | 13 | 78 | 419 |
| ①感染イノシシが集中している地域 | 岐阜市 椿洞区域 | 岐阜市椿洞地域 | 11 | 3 | 1 | 0 | 12 | 3 | 15 | 1 | 27 | 4 |
| | | 岐阜市椿洞周辺地域 (山県市の一部) | 1 | 10 | 0 | 0 | 1 | 10 | 0 | 0 | 1 | 10 |
| | 岐阜市 大洞区域 | 岐阜市大洞地域 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4 | 0 |
| | | 岐阜市大洞周辺地域 (各務原市の一部) | 3 | 0 | 13 | 0 | 16 | 0 | 7 | 0 | 23 | 0 |
| | | 岐阜市大洞周辺地域 (関市の一部) | 8 | 3 | 0 | 0 | 8 | 3 | 4 | 0 | 12 | 3 |
| | | 岐阜市大洞周辺地域 (坂祝町の一部) | 2 | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| | 可児市区域 | 可児市西帷子地域 | 2 | 0 | 2 | 7 | 4 | 7 | 0 | 2 | 4 | 9 |
| | 八百津町区域 | 八百津町和知地域 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 4 | 1 | 1 | 3 | 5 |
| | | 八百津町和知地域 (美濃加茂市の一部) | 1 | 27 | 0 | 8 | 1 | 35 | 0 | 2 | 1 | 37 |
| | 計 | | 32 | 45 | 17 | 20 | 49 | 65 | 29 | 6 | 78 | 71 |
| ②上記地域の周辺部 | 26市町 〔岐阜市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、下呂市、瑞穂市、岐南町、笠松町、揖斐川町、大野町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町〕 | | 0 | 249 | 0 | 92 | 0 | 341 | 0 | 7 | 0 | 348 |
| 2. 調査対象区域外 | | | 対象外 | | 0 | 43 | 0 | 43 | 0 | 18 | 0 | 61 |
| 合計 | | | 32 | 294 | 17 | 155 | 49 | 449 | 29 | 31 | 78 | 480 |
| | | | | | | | | | | 総計 | 558 | |